

# 災害対策等緊急事業推進費

国土交通省 国土政策局  
広域地方政策課 調整室  
平成29年5月

# 災害対策等緊急事業推進費とは

自然災害により被災した地域や重大な交通事故が発生した場所などで、地域住民や利用者の安全・安心を確保するために、年度内に緊急に行う再度災害防止対策（災害対策）や事故の再発防止対策（公共交通安全対策）に配分することができる予算です。

【予 算】 平成29年度 134.38億円（国費ベース）

【実施主体】 国（直轄事業）、都道府県・市区町村等（補助事業）

【配分時期】

区 分	募集期間（予定）	配分時期（予定）
第1回	4月3日～5月8日	6月下旬
第2回	5月9日～7月下旬	9月中旬
第3回	8月上旬～10月上旬	11月中旬

- 特徴1 災害対策の部と公共交通安全対策の部の2部構成  
→予算上のミッションなし
- 特徴2 既存の公共事業に予算を配分  
→次年度の予算措置を待たずに、迅速な対策の実施が可能
- 特徴3 年に複数回配分  
→原則年3回、甚大な被害であれば、緊急配分も可能
- 特徴4 新規採択される事業も対象  
→年度途中で新規採択される事業も対象
- 特徴5 独自の審査基準  
→緊急性、再度災害・事故再発防止の有効性の説明
- 特徴6 事業計画の作成が必要  
→事業実施主体が事業計画作成、事業所管部局が財務実計協議
- 特徴7 測量設計費、用地費及補償費も要求可能  
→本体工事と合わせ行う測量設計費、用地費及び補償費も対象
- 特徴8 明許繰越が可能  
→気象条件や入札不調などやむを得ない場合は明許繰越も可能

# 災害対策

災害復旧事業では対応しきれない場合の対策が可能です。

① 災害復旧事業に合わせて、公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策

被災時

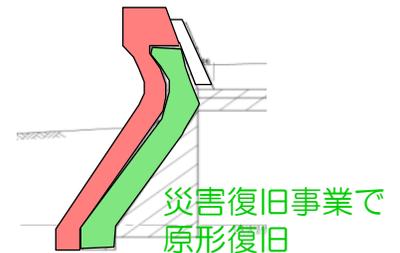


対策後



被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧に合わせて、推進費により嵩上げを実施。

推進費で嵩上げ



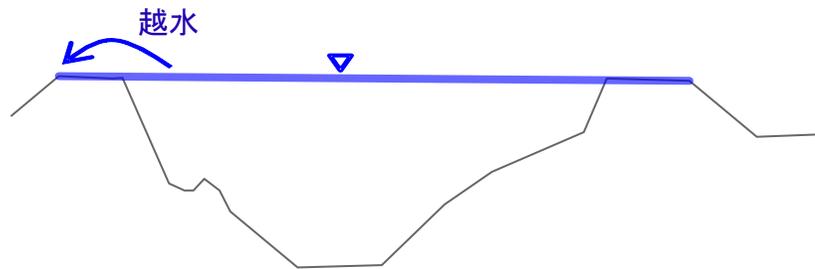
# 災害対策

災害復旧事業では対応しきれない場合の対策が可能です。

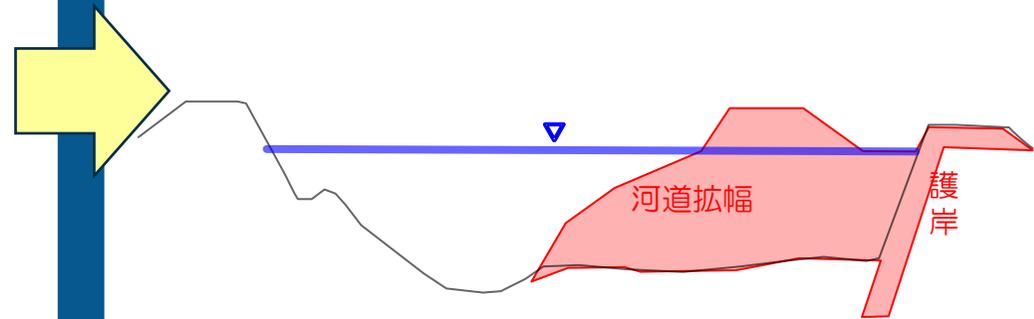
## ② 地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策

被災後

越水・浸水したものの  
土木施設に損傷なし



対策後

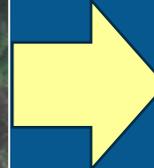


堤防の被害・損傷はなかったが、越水による家屋浸水被害が発生したため、  
推進費により河道拡幅を実施。

# 災害対策

災害復旧事業では対応しきれない場合の対策が可能です。

## ③ 災害復旧事業の対象とならない自然災害により被災した場合の対策



災害復旧事業の対象とならない風化・劣化による崖崩れで通行止めが発生したため、推進費により法面对策を実施。

# 災害対策等緊急事業推進費取扱要領抜粋（採択要件）

## 3. 対象となる災害

災害対策緊急事業は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により生じる災害を対象とし、次の要件のいずれかを満たすものとする。

### (1) 降雨

- ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上の降雨により発生した災害
- ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上の降雨により発生した災害

### (2) 強風

最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上の風により発生した災害

### (3) 豪雪、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により発生した災害

被害の程度が比較的軽微と認められない災害

# 公共交通安全対策

交通インフラにおける重大事故への対策が可能です。

## ① 死傷者を伴い社会的影響の大きい事故への対策

事故発生後



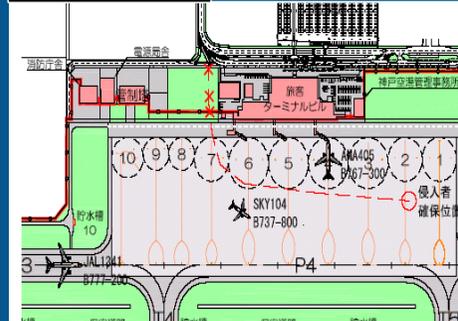
対策後



下りが連続する国道で速度超過により発生した死亡事故を受けて、危険箇所道路情報提供装置を設置。

## ② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策

事故発生後



対策後



複数の空港において発生した人及び車両の不法侵入を受けて、全国点検の結果、14空港で鋼管製車止め及びフェンスのメッシュ化を実施。

# 災害対策等緊急事業推進費取扱要領抜粋（採択要件）

## 4. 対象となる事故

公共交通安全対策緊急事業は、道路、鉄道、航路、港湾、航空路、空港といった公共交通を支える社会基盤における重大な事故※を対象とする。

※ ①～④に掲げる事故であって、社会的に影響の大きい事故とする。

- ① 死傷者を伴う事故
- ② 現場関係者の適切な対処により死傷者を伴う事故を回避できたが、対策を行わなければ死傷者を伴う事故が発生するおそれが極めて高いと予想される事象
- ③ 道路の通行止めや公共交通機関の遅延、運休等により社会経済的に大きな影響を与えた事故
- ④ 全国的な緊急点検や再発防止対策等の起因となった想定外の事故

幅広い事業分野（直轄及び補助）に配分することが可能です。

## 国土交通省

河川、地すべり、砂防、海岸、道路、港湾、空港、下水道、公園、  
都市防災、 公営住宅、鉄道、航路標識等

## 農林水産省

農業農村整備、海岸、地すべり、治山、森林、漁港、水産基盤等

## 厚生労働省

水道施設、水資源開発

## 経済産業省

工業用水道

# 災害対策等緊急事業推進費取扱要領抜粋（災害対策対象事業）

別表 1

事業を所管する省及び局庁	対象事業	
	直轄事業	補助事業
厚生労働省医薬・生活衛生局		水道施設整備事業 水資源開発事業
農林水産省農村振興局 水産庁 国土交通省水管理・国土保全局 国土交通省港湾局	海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業 海岸事業
農林水産省農村振興局	農業農村整備事業 地すべり対策事業	農業農村整備事業 地すべり対策事業
林野庁	治山事業 治山激甚災害対策特別緊急事業 国有林野内治山事業 森林環境保全整備事業	治山事業 森林環境保全整備事業 水源林造成等事業
水産庁	特定漁港漁場整備事業	水産基盤整備事業
経済産業省経済産業政策局		工業用水道事業
国土交通省都市局	国営公園整備事業	都市防災推進事業 都市公園災害対策事業 古都及緑地保全事業
国土交通省水管理・国土保全局	河川改修事業 河川総合開発事業 流況調整河川事業 河川工作物関連応急対策事業 堰堤改良事業 河川激甚災害対策特別緊急事業 床上浸水対策特別緊急事業 河川災害復旧等関連緊急事業 水資源開発事業 ダム建設事業 ダム再開発建設事業 河川総合開発建設事業 砂防事業 特定緊急砂防事業 地すべり対策事業 河川都市基盤整備事業	急傾斜地崩壊対策事業 河川改修事業 流域治水対策事業 河川管理施設機能確保事業 河川総合開発事業 治水ダム建設事業 堰堤改良事業 河川激甚災害対策特別緊急事業 床上浸水対策特別緊急事業 河川災害復旧等関連緊急事業 砂防事業 砂防激甚災害対策特別緊急事業 特定緊急砂防事業 地すべり対策事業 地すべり激甚災害対策特別緊急事業 特定緊急地すべり対策事業 下水道災害対策事業

事業を所管する省及び局庁	対象事業	
	直轄事業	補助事業
国土交通省道路局	道路更新防災対策事業	道路更新防災等対策事業
国土交通省住宅局		公営住宅建設等事業
国土交通省鉄道局		鉄道防災事業 鉄道施設総合安全対策事業
国土交通省港湾局	特定離島港湾施設整備事業 港湾改修事業	港湾事業
国土交通省航空局	空港整備事業 航空路整備事業	空港整備事業
海上保安庁	航路標識整備事業	

# 災害対策等緊急事業推進費取扱要領抜粋

## (公共交通安全対策の対象事業)

別表 2

事業を所管する省及び局庁	対象事業	
	直轄事業	補助事業
農林水産省農村振興局		農業農村整備事業
林野庁	森林環境保全整備事業	森林環境保全整備事業 水源林造成等事業
水産庁	特定漁港漁場整備事業	水産基盤整備事業
国土交通省都市局		都市防災推進事業
国土交通省道路局	交通安全施設等整備事業 交通事故重点対策事業	交通安全施設等整備事業
国土交通省港湾局	特定離島港湾施設整備事業 港湾改修事業	港湾事業
国土交通省航空局	空港整備事業 航空路整備事業	空港整備事業
海上保安庁	航路標識整備事業	

## 治山事業（林野庁所管）事例

被災後



対策後



### <被害>

地震に伴う大規模地すべりにより斜面が崩壊し河川閉塞が発生。

### <対策>

アンカー工による地すべり対策を実施。

## 港湾事業の事例

被災後



対策後



### <被害>

発達した低気圧に伴う高波浪により、  
導流堤基礎部が洗掘され倒壊。

### <対策>

災害復旧事業による原形復旧に合わせて、  
石かごによる補強を実施。

## 海岸保全事業（水産庁所管）の事例

被災後



対策後



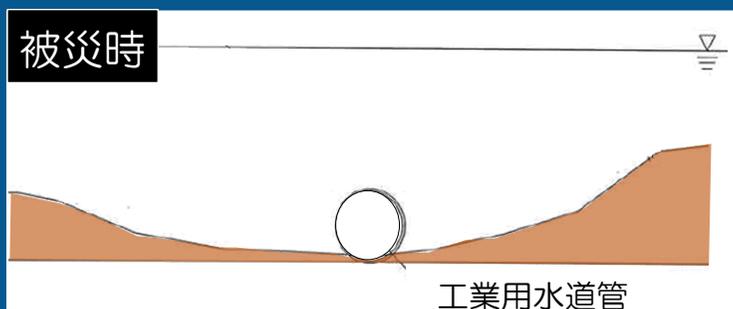
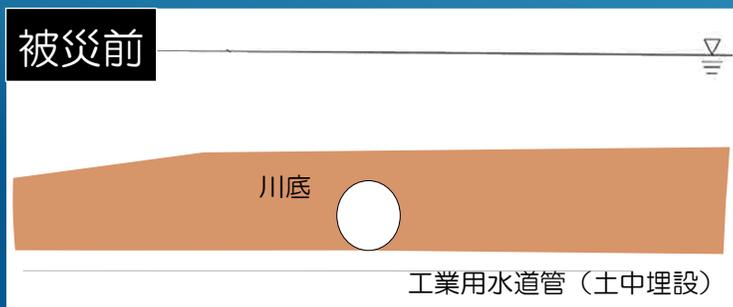
### <被害>

冬期風浪に伴う高波により護岸が倒壊し、背後集落に死傷者や家屋損壊が発生。

### <対策>

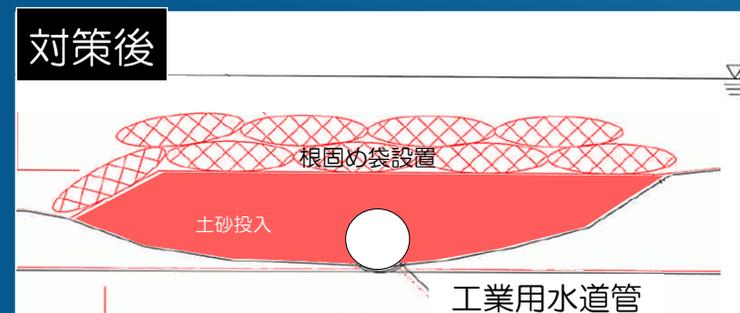
護岸の嵩上げや集落沿いに新たな護岸を設置。

## 工業用水道事業（経産省所管）の事例



### <被害>

台風豪雨で川底が洗掘され、工業用水道管が露出・流出の危険があり取水停止を実施。



### <対策>

管埋設上部に根固め袋による補強を実施。

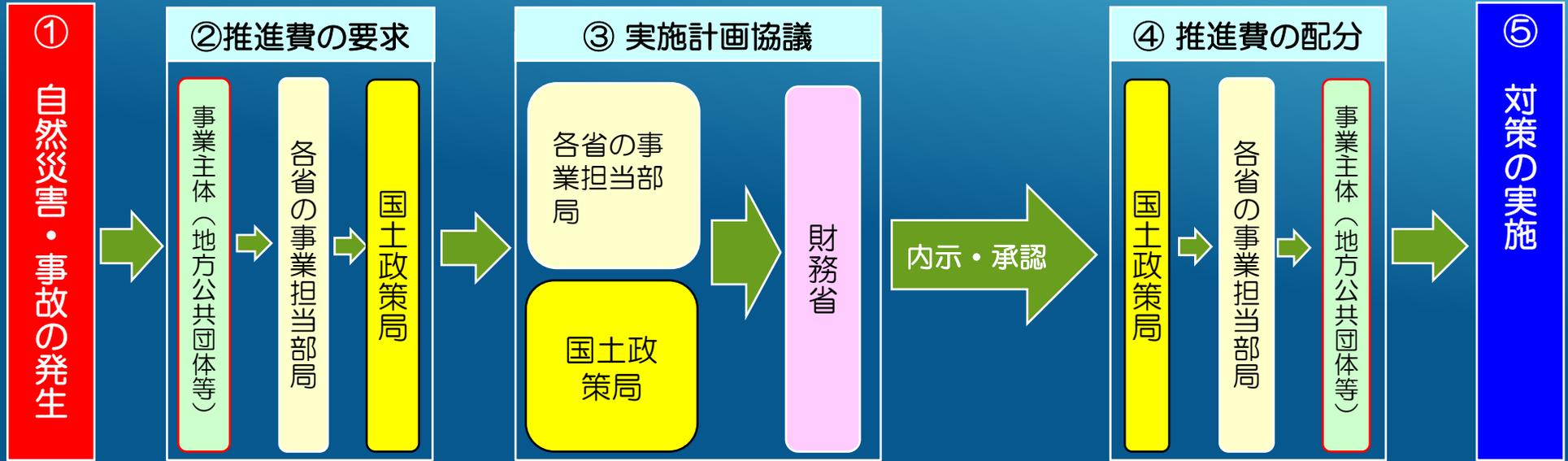
## <参考> 主な実施事業と国庫補助率等

国庫補助率は各府省で定められた対象事業の規定に従います。

(本予算による特別な優遇措置はありません。)

事業分野	主な実施事業	参考 (内地の補助率・負担率)
河川 道路 港湾 都市 農業農村整備 治山 水産基盤	河川改修事業、流域治水対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、 河川激甚災害対策特別緊急事業、河川災害復旧等関連緊急事業 道路更新防災等対策事業 港湾改修事業 都市公園災害対策事業、都市防災推進事業 農業農村整備事業 治山事業 水産基盤整備事業	1/2 (補助)
河川 港湾	河川改修事業 港湾改修事業	2/3 (直轄)
航路標識 治山	航路標識整備事業 国有林野内治山事業	10/10 (直轄)

# 配分の流れ



※事業計画書の作成

※事業計画の調整

※所要日数  
約2週間

※所要日数  
約2週間

※特別会計に係る  
事業予算の場合は  
閣議決定が必要

※所要日数  
約2週間

- 制度の活用を検討するにあたり、ご不明な点等ございましたら、下記の担当までご相談ください。

## 国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号中央合同庁舎2号館12階

TEL : 03-5253-8360 (直通)

FAX : 03-5253-1572

※国土交通省ホームページにも情報を掲載しています。

( ホーム >> 政策・仕事 >> 国土政策 >> 災害対策等緊急事業推進費 )

[http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku\\_tk4\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000002.html)

# 【参考】 配分実績



# 配分実績①

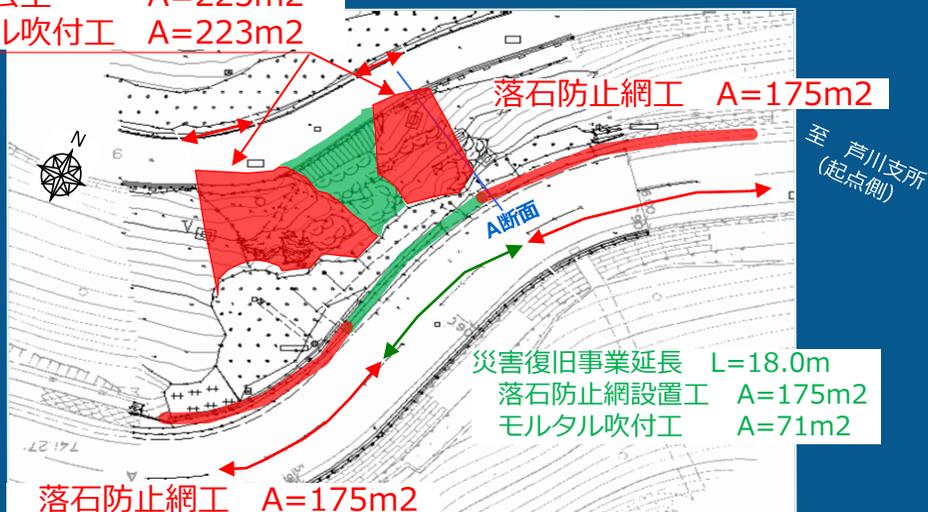
- ▶ 自然災害：豪雨による斜面崩壊（防災機能の強化・向上）
- ▶ 対象事業：道路更新防災等対策事業（国交省道路局）
- ▶ 地区名：主要地方道 笛吹市川三郷線
- ▶ 事業実施主体：山形県
- ▶ 事業費34,000千円（推進費配分国費17,000千円）

平成27年6月23日に1時間雨量39mmの豪雨により落石及び法面崩壊が発生し、主要地方道笛吹市川三郷線は全面通行止めとなった。

災害復旧事業による原形復旧に合わせて、周辺法面の補強を実施した。

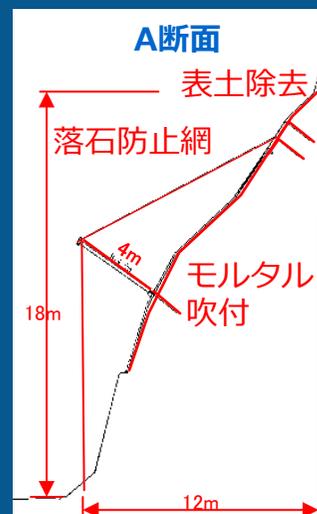
表面除去工 A=223m<sup>2</sup>  
モルタル吹付工 A=223m<sup>2</sup>

落石防止網工 A=175m<sup>2</sup>



災害復旧事業延長 L=18.0m  
落石防止網設置工 A=175m<sup>2</sup>  
モルタル吹付工 A=71m<sup>2</sup>

落石防止網工 A=175m<sup>2</sup>



①被災状況



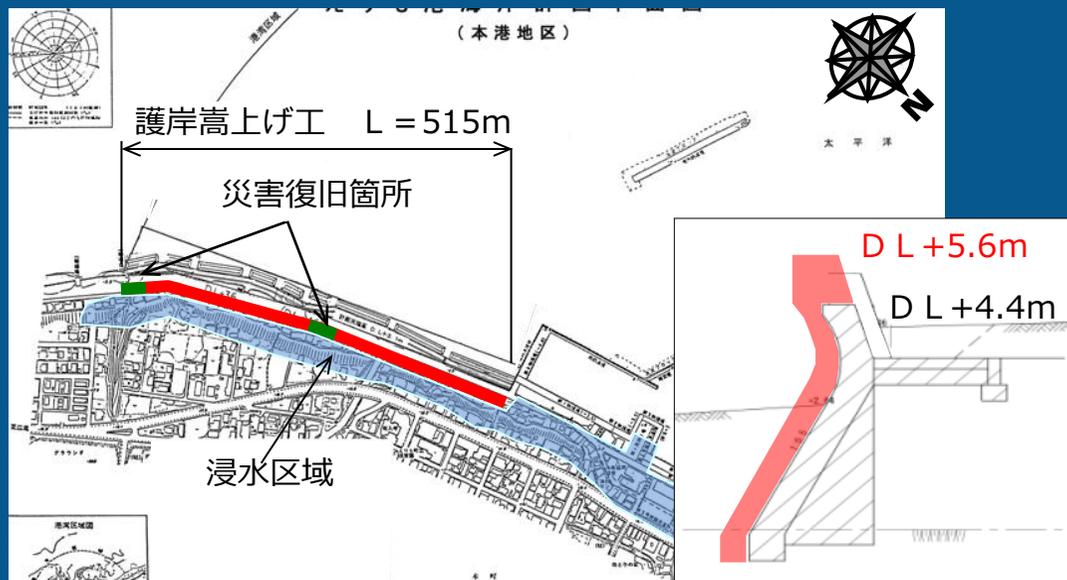
至 芦川支所

## 配分実績②

- ▶ 自然災害：津波による浸水・堤防損壊（防災機能の強化・向上）
- ▶ 対象事業：海岸保全施設整備事業（国交省港湾局）
- ▶ 地区名：えりも港本港地区
- ▶ 事業実施主体：えりも町
- ▶ 事業費300,000千円（推進費配分国費165,000千円）

平成23年3月11日東日本太平洋沖地震の津波により海岸堤防が破壊され、民家半壊、床下7棟、床上7棟の家屋と49棟の倉庫等浸水被害が発生した。

災害復旧事業による原形復旧に合わせて、周辺海岸堤防の嵩上げを実施した。

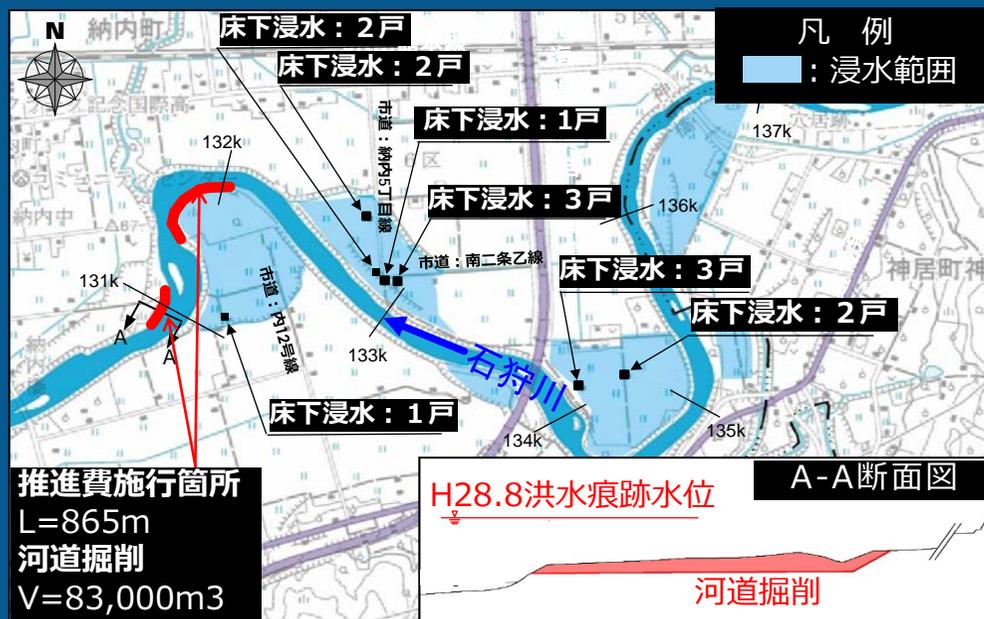


# 配分実績③

- ▶ 自然災害：豪雨による河川からの浸水（公共土木施設に直接の被害なし）
- ▶ 対象事業：河川改修事業（国交省水管理・国土保全局）
- ▶ 地区名：石狩川水系石狩川
- ▶ 事業実施主体：国土交通省
- ▶ 事業費500,000千円（推進費配分国費500,000千円）

平成28年8月台風9号等の豪雨で石狩川からの溢水により床下14棟と農地等120haの浸水被害が発生した。

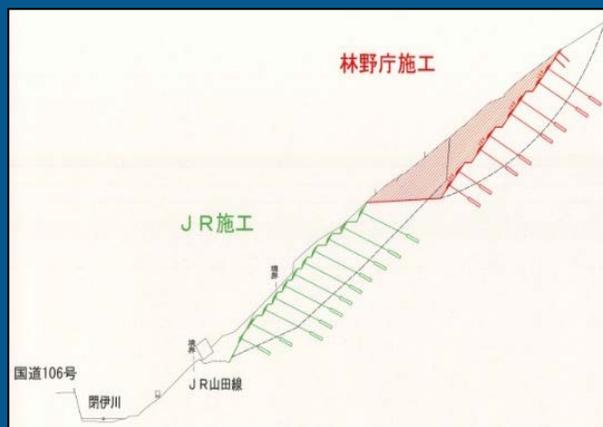
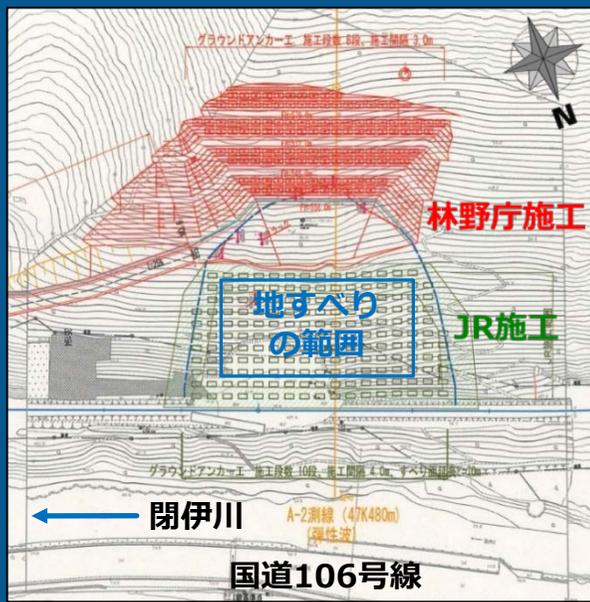
公共土木施設に直接の被害がなかったため、推進費により河道掘削を実施した。



# 配分実績④

- ▶ 自然災害：融雪による地すべりでJR運休（公共土木施設に直接の被害なし）
- ▶ 対象事業：国有林野内治山事業（農林水産省林野庁）
- ▶ 地区名：門馬地区
- ▶ 事業実施主体：林野庁
- ▶ 事業費334,000千円（推進費配分国費334,000千円）

平成27年11月に融雪が原因と考えられる地すべりが発生し、JR山田線が運休した。公共土木施設に直接の被害がなかったが、JRによる地すべり対策と合わせて、推進費により周辺斜面にグラウンドアンカーによる補強を実施した。



宮古方面

盛岡方面

至盛岡

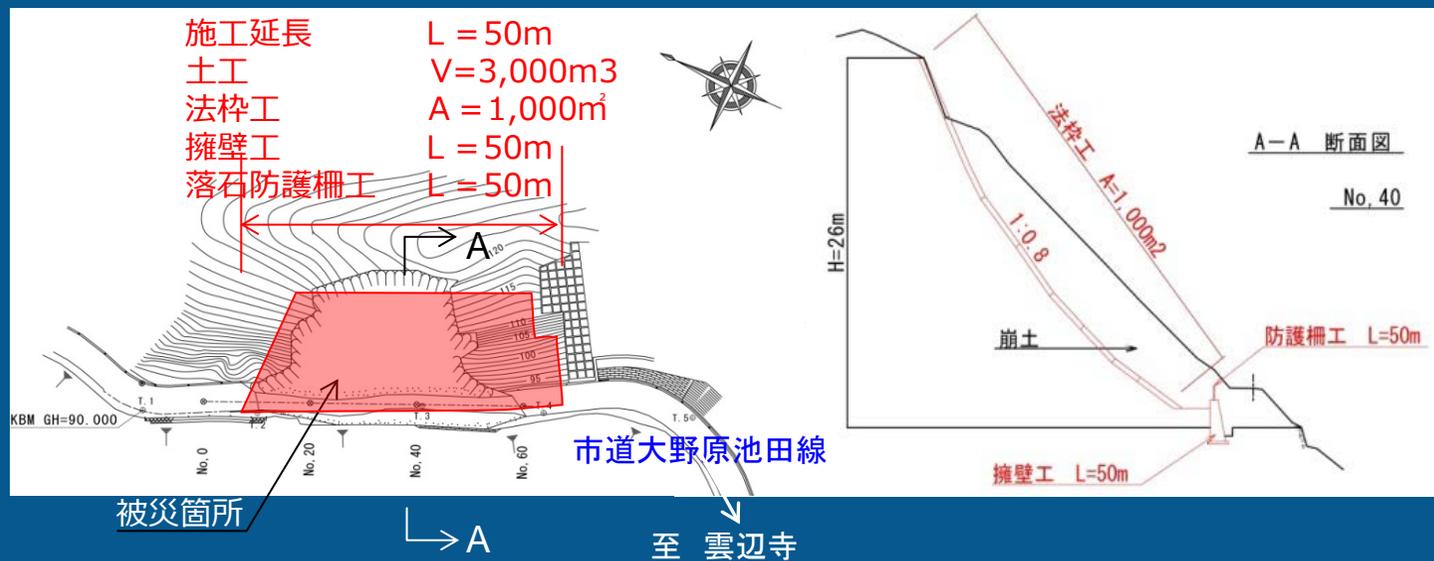
閉伊川  
(2級河川)

# 配分実績⑤

- ▶ 自然災害：風化・劣化による山崩れで市道通行止（災害復旧事業要件対象外）
- ▶ 対象事業：道路更新防災等対策事業（国土交通省道路局）
- ▶ 地区名：市道大野原池田線
- ▶ 事業実施主体：観音寺市
- ▶ 事業費60,000千円（推進費配分国費30,000千円）

平成26年3月に風化・劣化が原因と考えられる山崩れが発生し、市道が全面通行止めとなった。

災害復旧事業の要件に該当しなかったため、推進費により法枠、擁壁等の法面補強を実施した。



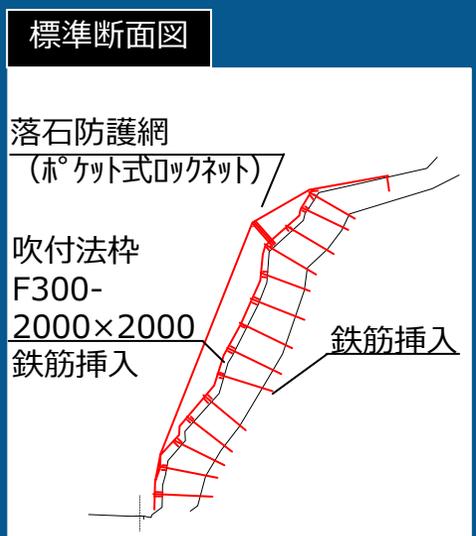
# 配分実績⑥

- ▶ 自然災害：豪雨による道路法面崩落で県道通行止（他地域の被災を契機とした未被災地の対策）
- ▶ 対象事業：道路更新防災等対策事業（国土交通省道路局）
- ▶ 地区名：主要地方道金山明宝線 一般県道下山名丸線
- ▶ 事業実施主体：岐阜県
- ▶ 事業450,000千円（推進費配分国費225,000千円）

平成28年2月24時間雨量92mmの豪雨により主要地方道金山明宝線で法面が崩壊し全面通行止めとなった。被災箇所は災害復旧事業により原形復旧している。

同一路線において、緊急点検及び詳細調査の結果、推進費により3箇所の法面について鉄筋挿入及び法枠による法面補強を実施した。

- 同一自治体及び同一道路管理者ルート
  - 隣接する二地域を結ぶ道路区間
  - 通勤・通学ルート又は緊急輸送道路
- 凡 例
- 推進費要求箇所
  - 災害発生箇所



[整理した内容]

- 詳細調査  
ボーリング調査、岩盤スケッチ  
打音調査
- 外部学識経験者、防災ドクターの所見
- 災害復旧実施箇所と同等と判断
- 今後の被災を受ける可能性が最も高い。
- 次年度以降の対応可能な場所との区別

# 配分実績⑦

- ▶ 重大事故：国道からの車両転落事故（死傷者を伴う社会的影響の大きい事故）
- ▶ 対象事業：交通安全施設等整備事業（国土交通省道路局）
- ▶ 地区名：一般国道424号修理川地区
- ▶ 事業実施主体：和歌山県
- ▶ 事業80,000千円（推進費配分国費40,000千円）

平成22年4月一般国道424号修理川地区で、速度超過によりタンクローリーが橋梁から転落し、運転手が死亡する事故が発生した。

凸凹舗装による構造的対策が実施済みにもかかわらず事故が発生したことから、緊急にドライバーの減速意識を高めるため道路情報提供装置を4箇所を設置した。



事故現場状況



転落車両

設置後

